

4

加賀市介護保険料収納率向上取組方針

i 収納率向上のための体制強化

第1号被保険者の介護保険料については、年金からの特別徴収が原則とされていることから一定の収納額が確保されており、納付が滞るような影響については想定されません。しかし、本市の普通徴収の収納率については、近隣市町と比べて低いものとなっており、収納率向上についてのさらなる取組みが必要な状況にあります。

介護保険被保険者証の送付時などの機会に、介護保険制度の仕組みのわかるパンフレットを同封するなど介護保険制度の周知徹底を図り、収納率の向上に努めます。

普通徴収の納付方法としてコンビニエンスストアでの納付など、より納付しやすい方法を導入しています。未納保険料のある被保険者には、納め忘れのないよう口座振替を勧奨します。また、事情があってすぐに納付できない場合には、今後の納付計画を記入した納付誓約書の提出を受けます。納付に対する理解が得られない場合は、パンフレットなどで制度の概要や滞納した場合の給付制限について説明し、納付を促します。

ii 未納者に対する給付制限

介護保険では特別な理由もなく介護保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じた介護サービス利用時に介護給付を制限することとなります。

したがって、要介護認定等の申請を行う際には介護保険料の収納状況を確認し、未納介護保険料がある人については、給付制限の説明と納付勧奨を行います。また、時効により徴収権の消滅した介護保険料がある場合は、消滅時効に応じた期間は利用者負担を3割（現役世代並み所得の人は4割）に引き上げ、不公平性を解消します。

＜第1号被保険者の介護保険料収納状況＞

(単位：千円)

| 区 分 | | 調定額 | 収納額 | 未収入額 | 収納率 | |
|-------|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|
| 令和3年度 | 現年度分 | 特別徴収 | 1,510,703 | 1,510,703 | 0 | 100.0% |
| | | 普通徴収 | 121,879 | 103,533 | 18,346 | 84.9% |
| | | 計 | 1,632,581 | 1,614,235 | 18,346 | 98.8% |
| | 過年度分 | 94,508 | 11,641 | 82,867 | 12.3% | |
| 令和4年度 | 現年度分 | 特別徴収 | 1,494,595 | 1,494,596 | 0 | 100.0% |
| | | 普通徴収 | 117,832 | 102,443 | 15,389 | 86.9% |
| | | 計 | 1,612,427 | 1,597,038 | 15,389 | 99.0% |
| | 過年度分 | 86,809 | 9,568 | 77,241 | 11.0% | |

iii 低所得者に対する支援

介護保険制度は、介護保険事業が適正かつ安定して運営され、すべての高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、一人ひとりの所得状況に応じた保険料・利用料の負担を求める仕組みとなっています。

今後さらなる高齢化・核家族化が進み、介護保険サービスを利用する人も増加していくと予想される中、次のとおり、低所得者への負担緩和に努めます。

・保険料段階の細分化

本市においては、介護保険料の段階設定を、国の定める標準段階よりも多段階に設定しています。

・利用者負担の軽減

(高額介護(介護予防)サービス費・高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給)

介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスの利用者負担は、これまで一律1割でしたが、負担能力のある一定以上の所得がある人は2割負担、現役世代並みの所得の人は3割負担となります。この利用者負担が著しく高額とならないように、世帯の負担合計額が月単位の上限額を超えた場合には、超過分が高額介護(介護予防)サービス費として支給され自己負担額が軽減されます。

さらに、軽減された介護保険の自己負担額に加え医療保険の負担が長期にわたり重複した場合には、介護・医療の自己負担額を合算し、世帯単位の上限額を超過した分が高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給されます。

支給を受けるためには申請が必要となりますが、支給対象者でありながら未申請のため、支給が行われていない人もいます。未申請者に対し適宜申請の勧奨を行うことで、利用者負担の軽減を図ります。

・補足給付の支給

市民税非課税世帯の人は、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担に限度額が設定され、限度額を超える分は、申請により特定入所者介護サービス費が支給されます(補足給付)。また、本来適用すべき費用負担を行うと生活保護を必要とする人が、より負担の低い基準(施設の食費や居住費(滞在費)・自己負担限度額・保険料段階)を適用すれば生活保護を必要としない状態になる場合には、その負担の低い基準を適用し、生活が継続できるよう支援します。また、市民税課税層においては、一定の要件を満たしている場合にのみ、特例減額措置がとられます。

・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業の周知

社会福祉法人等利用者負担額軽減制度とは、社会福祉法人が保険者によって低所得で生計困難と認められた人の介護保険サービスの利用者負担を軽減するものです。本事業はあくまでも、社会福祉法人の主体的な取組みに基づく任意事業です。

低所得者への支援策としてサービス提供事業者及び高齢者に対し、さらなる本事業の周知・利用を図ります。